

## 議員研修会を開催しました

令和8年1月19日、東京都議会議員政治倫理審査会委員 内田一夫氏を招き、『議員のコンプライアンス～「やるべきこと」と「やってはいけないこと」』と題して、議員研修会を開催しました。

研修では、主にSNS上での情報発信などにおいて、法令・倫理を遵守し、市民の信頼を損なわない行動についての解説があり、議員からはコンプライアンスに関する多くの質問が出ました。

本研修で得た知識や気づきを踏まえ、今後の議会活動においてもコンプライアンス意識の一層の向上に努め、市民の信頼に応えられるよう取り組んでまいります。



## ピックアップ議会

可決

### 議第3号 和解について（不当利得返還請求事件等）

市有地の無断使用に係る不当利得返還請求事件と、土地所有権移転登記手続反訴請求事件について、和解の相手方との和解議案が、令和8年2月定例会に提出されました。本議案は、建設水道危機管理委員会において審査した後、本会議において反対意見はなく可決しました。

#### 経緯

長年にわたり駐車場として使用し、利益を得ていたことは不当利得であるとし、市は駐車場代相当額の支払いを求めたが、相手方がこれに応じなかったため、市は議決を得て令和5年11月に提訴した。

- 令和5年10月16日 「議第40号 不当利得返還等請求事件の提訴について」を可決
- 令和5年11月28日 市が訴状を提出
- 令和6年4月17日 相手方が反訴状を提出
- 令和7年12月11日 裁判所が条件付和解条項案を提示
- 令和8年2月24日 「議第3号 和解について」を可決
- 令和8年3月13日 和解成立

#### 裁判の主な争点

- 1 本件各土地の所有権の帰属
- 2 不当利得の当否



#### 和解の要旨

- 1 相手方は、市が本件各土地の所有権を有することを確認する。
- 2 相手方は市に、不当利得返還請求事件の解決金として71万円の支払い義務があることを認める。
- 3 市は相手方に、本件各土地を182万円で売り、相手方はこれらを買受ける。